

OVAL LINK 細則 v1.4 (2010年1月22日改正)

第1条 (総則)

本会の運営は会則、本細則及びその他理事会で決めた規則による。

第2条 (改変)

本細則を改正しようとするときは、理事会の議決によらなければならない。

第3条 (組織図)

本会の組織・構成は、公式 Web サイト (<http://www.ovallink.jp/>) の『組織体制図』とする。

第4条 (会費)

本会の入会金、年会費および賛助金は以下のとおりとする。

- (1) 個人会員：入会金 4,000 円。年会費 8,000 円（但し、残会期が半年以下の場合は 4,000 円）
- (2) 法人会員：入会金 別途定める金額。年会費 別途定める金額
- (3) 賛助会員：賛助金 1 口 100,000 円

但し、賛助金に替え資材、場所等の提供を認める場合がある

第5条 (初年度会費の特例)

初年度の年会費および入会金については以下のとおりとする。

- (1) 平成15年3月末日までに会費を納入し入会した場合、8,000 円。内訳：入会金は 0 円（免除）、年会費は 8,000 円。従って 4,000 円優待
- (2) 平成15年6月末日までに会費を納入し入会した場合、10,000 円。内訳：入会金 4,000 円、年会費は 6,000 円に減額。従って 2,000 円優待
- (3) 平成15年7月1日以降に会費を納入し入会した場合、8,000 円。内訳：入会金 4,000 円、年会費 4,000 円。通常とおり

第6条 (支払方法、事務処理)

会員は別途定める会費を指定された期限までに本会の指定する銀行口座へ振込みで納入しなければならない。尚、会員が銀行振込に拠り難い場合には、事務局が別途指定する方法で支払うものとする。

2 振込手数料は会員の負担とし、会員は必ず本会から指定された内容と登録氏名を振込人欄に記入する。支払人が特定できない入金の場合、その不利益は当該会員が負担する。

3 会員が誤って過分に納入した会費については、当該会員から事務局に申請があり、当該会費が当該会員の支払金であることの証明がなされた場合に限り、過剰分の会員の返金に応じるものとする。但し、返金に要する手数料は会員の負担とする。

第7条（会員の登録内容）

個人の入会申込者は、以下の項目を本会の定める様式にて登録する。

- （1）氏名（実名）
- （2）氏名（フリガナ）
- （3）登録メールアドレス（MLの送付先）
- （4）ハンドル名（活動で使用予定の名称）
- （5）連絡先住所
- （6）会社名
- （7）緊急連絡先電話番号
- （8）紹介会員名
- （9）ひとこと（自己紹介、得意分野等）

尚、上記項目のうち（1）（2）（3）（7）（8）は必須項目とし、その他は任意項目とする。

但し、紹介会員のいない入会希望者は、指示通りに項目を記入して事務局宛に連絡する。

2 法人会員および賛助会員の入会申込時に必要な内容は別途定めるものとする。

3 登録情報に変更がある会員は、速やかに修正内容を届出なければならない。

ただしハンドル名、メールアドレス、連絡先等の度重なる変更は、事務局負担を十分に考えて節度を持って申請するものとする。

4 登録内容に誤り、虚偽があった場合、あるいは修正登録を怠った場合の責任および不利益は、全て会員が負うものとする。

第8条（法人会員の募集）

本会は初年度の法人会員の募集は原則として行わない。但し、個人会員からの紹介があり理事会の認めた場合に付いては、法人会員登録を認めることがある。

第9条（賛助会員の募集）

本会は初年度の賛助会員の募集は原則として行わない。但し、理事からの紹介があり理事会の認めた場合に付いては、会費等の賛助条件を決定し、会員登録を認める。

第10条（委任の取扱）

会則第16条1項の総会案内（総会開催の14日前までに送付）を受領した会員は、総会開催日の7日前までに総会の出欠および委任につき事務局宛に返答を行わなければならない。

2 欠席の通知をする場合、会員は次の何れかの議決方法を選択することができる

- （1）各議案について賛成、反対票を投じること
- （2）委任する正会員に連絡の上、当該正会員に委任すること
- （3）本会の理事会に委任すること

3 会則第16条5項に定めに従い、総会前日までに欠席の通知がない場合、当該会員は前項3号を選択して理事会に委任したものとみなすことができる。

4 設立総会の時点では会員総数が不確定のため委任方法、定足数は定めない。

第11条(オンライン総会)

会則第13条第3項のオンライン総会の開催については、通常総会と同様の方法を用いて告知を行うものとする。

2 オンライン総会の構成は会則第14条に準じるものとし、議決権はオンライン総会用に用意された、投票システムを利用する方法を以て行使するものとする。

3 オンライン総会における委任に関しては本細則第10条の規定を適用する。

第12条(事務委託)

会則第27条5項に定める通り、事務局は、予算内で理事会の承認により、本会の運営に関わる作業を外部委託することができる。

2 作業委託先、内容、期間、対価については、理事会で決定するものとする。

第13条(HPの管理、広報)

本会の公式サイトURLは以下のとおりとする。

<http://www.ovallink.jp/>

2 公式サイトは会員専用サイト及び一般広報用サイトに分ける。

3 会員専用サイトは会員のみ閲覧、使用に限る。

4 一般広報用サイトは本会の活動内容、主張を一般に広報するために使用する。

5 公式サイト、会報(メールマガジンを含む)に対しても、会員は自由に投稿することができる。

6 公式サイト、会報等の運用の詳細に関しては運営委員会または担当理事が検討し、理事会の承認を得て実行するものとする。

第14条(活動の参加)

会則第30条に定める「活動の参加」時の会員情報の開示原則は、次のとおりとする。

2 会員情報の開示または登録を参加要件とする活動。

(1) 会員登録：但し、役員および個人情報管理規約を遵守するもの以外には開示しない

(2) 役員への就任：但し、公開内容は別途定める

(3) 交流会(オフ会)への出席：但し、現場限りの配布資料への記載とする

(4) 署名記事、出版物等の執筆：原則として必要(一部ハンドル名を認める)

(5) 各種プロジェクトへの参加：但し、プロジェクトの性質により開示不用の場合あり

3 会員情報の開示を参加要件としない活動。

(1) 総会出席：但し、委任状の場合は明記が必要

(2) 通常メーリングリスト：ハンドル名で参加可能。但し、無記名での投稿は不可

(3) 運営委員への就任：ハンドル名で参加可能。但し、就任承諾書には署名が必要

第15条（解散）

会則第39条に定める本会の正会員の最低人数を21名とする。

第16条（信託金）

役員は最低1口1万円の信託金を事務局に信託するものとする。また、役員以外の会員から、信託金の供出の申し出があり、理事会が承認した場合も同様に扱う。

前項の信託金はその利子も含めて本会の事務運用の経費としては使用を可能とするが会計上は会費等の収入とは別に管理するものとする。

2 本信託金は本会解散時の最終負債を弁済するための担保に供する。

3 信託金は原則として返還されない。但し、以下の場合には信託者からの請求により返却する。

(1) 役員を退任、辞任し、新たな役員が同額以上を信託した場合。

(2) 本会を解散する際、精算後に残余金が生じた場合。

第17条（事務局所在地）

本会の事務局は「東京都小平市学園西町3-23-11」に設置する。

第18条（個人会員の会費の特例）

会則第7条に従い、理事会の判断により個人会員の会費に下記2種類の特約を追加する。

(1) 学生会員：（13歳以上の方で各種の学校に通年で在籍する方。但し紹介会員を必要とし、未成年者の場合は親権者の同意も必要とする）入会金を免除する。また年会費は2000円とする。

(2) フェロー会員：（本会の活動の活性化のため、理事会が入会を招致した方）入会金及び初年度年会費を免除する。

以上